

# 維新百年記念公園指定管理者業務仕様書

平成17年9月

山口県土木建築部都市計画課

## 目 次

1	維新百年記念公園の施設概要	1
2	管理運営に当たっての基本方針	1
3	公園施設の使用日及び使用時間	1
	(1) 有料公園施設	
	(2) その他の公園施設	
4	指定管理者の指定の期間	2
5	指定管理者が行う業務及び業務の基準	2
	(1) 公園施設の利用に関する業務	
	(2) 許可に関する業務	
	(3) 利用料金に関する業務	
	(4) 公園施設の維持管理に関する業務	
	(5) 備品管理業務	
	(6) 施設賠償責任保険の加入	
	(7) 公共機関、各種団体、地域住民との連絡調整業務	
	(8) 公園施設の設置許可又は管理許可者との連絡調整業務	
	(9) 山口県（公園設置者）との連絡調整業務	
	(10) 災害時・緊急時の対応	
	(11) 自動販売機等の設置	
	(12) 管理運營業務のマニュアル化等	
6	業務実施に当たっての役割分担	10
7	管理運営体制	10
	(1) 総括責任者	
	(2) 業務責任者	
	(3) 業務担当職員	
	(4) 職員配置	
8	協定の締結	11
	(1) 協定の締結	
	(2) 年度別協定の締結	
9	事業計画書等の提出	12

1 0	事業の評価	12
	(1) 年間事業報告書等	
	(2) 評価	
1 1	指定管理者の利益に関する取扱	13
	(1) 経営努力により生じた利益	
	(2) 経営努力により生じた利益としない利益	
	(3) 過大な利益	
1 2	その他留意事項	13
	(1) 再委託の禁止	
	(2) 法令の遵守	
	(3) 報告・調査・指示への対応	
	(4) 指定の取消し	
	(5) 個人情報の取扱	
	(6) 情報公開	
	(7) 公園施設の改修	
	(8) 協定及び業務仕様書に定めがない事項の取扱	
	(9) その他	

## 資料

- 資料 1 「維新百年記念公園公園施設概要」
- 資料 2 「維新百年記念公園管理運営に当たっての特記事項」
- 資料 3 「公園施設別維持管理業務基準書」
- 資料 4 「維新百年記念公園備品一覧」
- 資料 5 「山口県と指定管理者の役割分担表」
- 資料 6 「現行管理運営体制」
- 資料 7 「新補助競技場概要」
- 資料 8 「維新百年記念公園利用実績」
- 資料 9 「維新百年記念公園管理実績」

## 維新百年記念公園指定管理者業務仕様書

維新百年記念公園の公園施設（以下「公園施設」という。）の管理運営について、指定管理者が行う業務の内容及びその基準は、維新百年記念公園指定管理者募集要項に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

### 1 維新百年記念公園の施設概要

- (1) 位置 山口県山口市
- (2) 面積 43.5ha（供用開始面積）
- (3) 施設概要 資料1「維新百年記念公園 公園施設概要」のとおり

### 2 管理運営に当たっての基本方針

維新百年記念公園は、山口県におけるスポーツ・レクリエーション・文化活動等の拠点として設置された県立都市公園であり、県民の福祉の増進に寄与するとともに、やすらぎのある憩の場、交歓の場として、心ゆたかな人づくり、うるおいやにぎわいのある地域づくりの一翼を担っている。

指定管理者は、維新百年記念公園の特性を踏まえた上で、当公園を広く県民の健全な利用に供し、行政の代行者として適正かつ公正な管理運営を行うと同時に、創意工夫を活かして、県民がより安全かつ快適に公園を利用できる環境を整えなければならないものとする。

### 3 公園施設の使用日及び使用時間

- (1) 山口県都市公園条例（以下「条例という。」）第2条に掲げる公園施設（以下、「有料公園施設」という。）

有料公園施設の名称	使用日	使用時間
陸上競技場（主競技場） ラグビー・サッカー場	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後7時まで
陸上競技場（補助競技場） 球技場		午前6時30分から 午後7時まで
テニスコート		午前6時30分から 午後10時まで
スポーツ文化センター 弓道場 野外音楽堂		午前9時から 午後10時まで

※指定管理者は、必要があると認めるときは、山口県の承認を受けて、使用日又は使用時間を変更することができる。この場合は、その旨を利用者に対して周知を図ること。

- (2) その他の公園施設

有料公園施設以外の公園施設については、基本的に終日使用に供するものとするが、下表に掲げる施設については、原則として、使用日又は使用時間を設けるものとする。

なお、管理計画等の理由により変更する場合には、山口県に申し出て了承を得ること。

公園施設の名称	使用日又は使用時間	備考
いこいの水広場	4月下旬～9月下旬	週1度半日程度の清掃
徒渉池	7月20日～8月31日	週1日程度の清掃
駐車場	午前7時から午後10時まで (ただし、第5駐車場は終日使用に供することとする。)	開錠開始は午前6時30分からとする。

#### 4 指定管理者の指定の期間

平成18年4月1日から平成22年3月31日まで（4年間）

#### 5 指定管理者が行う業務及び業務の基準

指定管理者が行う業務及び業務の基準は次のとおりとする。

##### (1) 公園施設の利用に関する業務

###### ① 公園施設の案内、利用受付業務

###### ア 公園利用者からの問い合わせについての案内及び対応

- (a) 利用者からの問い合わせについては、丁寧かつ適切な対応を行うこと。
- (b) 公園施設に関する要望又は苦情に対しては、誠意をもって対応し、その内容及び講じた措置を記録し、必要に応じて山口県に報告すること。

###### イ 有料公園施設使用の受付

- (a) 有料公園施設の使用及び器具等の使用申込みについては、使用許可申請書（指定管理者が定める任意の様式とする。ただし山口県の下承を得ること。）により受け付けること。
- (b) 受付場所は、スポーツ文化センターと陸上競技場（主競技場）の2カ所とすること。  
ただし、上記2カ所に加えて受付場所を設けることは差し支えない。
- (c) 競技会、イベント、集会等による専用使用の場合は、主催者と事前に使用する施設及びその範囲、使用器具及び使用時間、留意事項について打ち合わせを行うこと。

###### ウ 行為許可の受付

- (a) 有料公園施設以外の園内で、次の行為を行う者がいる場合は、行為許可申請書（指定管理者が定める任意の様式とする。ただし山口県の下承を得ること。）により受け付けること。

(f) 物品の販売、宣伝、募金その他これらに類する行為

(g) 業としての写真又は映画等の撮影

(h) 興業

(i) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催物

- (b) 受付場所は、スポーツ文化センターとすること。

上記に加えて受付場所を設けることは差し支えない。

###### エ やまぐち施設予約サービス（以下「施設予約サービス」という。）による利用予約受付等

- (a) 有料公園施設について、施設予約サービスによる施設利用案内、施設空き状況の情報提供、利用予約の受付（利用者登録を含む）を行うこと。

- (b) 施設予約サービスの利活用を公園利用者に推奨し、当サービスの利用促進に努めること。

(c) 施設予約サービスの運營業務に当たっては、施設予約システムのセキュリティ確保及び個人情報の保護に万全を期すること。

(d) システム端末（インターネット回線を含む）の保守点検及びサービス運営に係る維持管理は指定管理者の経費負担により指定管理者が行うこと。

※やまぐち施設予約サービス：インターネットを利用して県立のスポーツ施設又は文化施設の空き状況の照会や施設予約申込・予約状況の確認ができるサービス。

## ② 利用指導・相談業務

### ア 公園施設、器具・機材等の利用に係る指導・助言

(a) 利用者からの問い合わせについては、丁寧かつ適切な対応を行うこと。

(b) 利用者の安全確保のため、競技用器具・機材等の設置につき必要に応じて立ち会うこと。

(c) 利用者が安全に公園施設を利用できるよう、指導・助言・支援を行うこと。

(d) 有料公園施設使用後の利用者に、貸出器具・用具の返却及び清掃の指示を行うこと。

### イ スポーツ競技等に係る技術的な指導・助言

(a) 利用者からの求めに応じて、丁寧かつ適切な対応を行うこと。

### ウ 公園施設の利用状況の巡視・指導

(a) 公園内を巡視し公園利用者の利用状況を確認するとともに、安全管理上問題がある場合は利用者に指導又は協力の要請を行うこと。

※なお、利用指導・相談業務の業務担当職員には、スポーツに関する教育を受けたことがある者又はスポーツ指導員若しくはこれに類する資格をもつ者を従事させることが望ましいものとする。

## ③ 利用促進業務

維新百年記念公園の効用を最大限発揮するため、指定管理者は自らの運営ノウハウを活用し利用促進に努め、公園利用者の利便性向上を図るものとする。

### ア 啓発業務

スポーツ教室、文化活動教室等スポーツ又は文化振興に資する自主事業の企画・開催を行うこと。

<参考 H16 年度実績>

○スポーツ教室（テニス、弓道、バトミントン、卓球、太極拳等 8 教室延べ 85 回）

○青少年武道錬成会（3 種目）、武道指導者研修会（3 種目）

○フォトコンテスト、野鳥に親しむ会

○野外音楽堂自主事業（8 公演）

### イ 広報業務

公園の利用促進に効果ある宣伝広報を行うこと。

(a) パンフレット等広報印刷物の作成・配布

(b) ホームページの作成・公開（施設予約サービスとリンクさせること。）

(c) 公園施設見学者の対応

(d) その他指定管理者が必要と認める広報業務

## ウ 利用促進に係るサービスの提供

(a) 利用促進に係る各種サービスの提供を行うこと。

サービス提供については、指定管理者の自由な発想に基づく創意工夫に委ねるので特に基準は設定しない。ただし新サービスの実施に当たっては、法令又は条例上問題がないか確認する必要があるので、事前に山口県と協議をすること。

## ④ 利用調整業務

ア 県大会以上の大会、大規模な催物等については、利用年度の前年度に日程調整し、年間の利用調整を行うこと。(ただし、中国大会以上の規模の大会等については、前年度以前の年度から日程調整が可能であるものとする。)

イ 前年度の10月から3月にかけて日程調整を行い、次年度の年間利用日程を3月末までに山口県に報告すること。

ウ 日程調整を行う対象団体は、従前のもの(約200団体)を引き継ぐこと。

エ 日程調整の際の優先順位は、全国大会、中国大会、県大会、その他の順とすること。

オ 公益性、公共性の高いものを優先すること。

※なお、平成17年度中に平成18年度の利用調整を行うため、平成18年度については、指定管理者は、年間の利用調整を終えた状態で引継ぎをすることとなるので留意すること。

## ⑤ その他

ア 資料2「維新百年記念公園管理運営に当たっての特記事項」(以下「特記事項」と言う。)に留意すること。

イ その他、公園施設利用者の利用に係る業務を行うこと。

## (2) 許可に関する業務

### ① 有料公園施設の使用許可

ア 条例第7条第1項の規定に基づき、有料公園施設の使用についての申請(5の(1)の①のイに係る申請)に対して許可又は不許可の決定をすること。

イ 許可又は不許可の決定に当たっては、次の場合を除き許可を与えるものとする。

(a) 既に他の正当な使用者に使用を許可しているとき

(b) 申請に係る行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき

(c) 申請に係る行為が公園施設内又はその周辺の秩序を乱すことが明白にかつ現実に予想されるとき

(d) 申請に係る行為が公園施設の品位を著しく損なうおそれがあるとき

(e) 公園施設及び設備の管理上支障があると認められるとき

(f) その他公益を害するおそれがあり、又は公園施設の管理上支障があると認められるとき

ウ 許可又は不許可の決定に当たっては、公園が公の施設であることを鑑み、公園利用者に不当又は不平等な取扱をすることのないよう留意することとし、許可又は不許可理由が明確でない場合は山口県と協議すること。

エ 許可に当たっては、公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができることとする。

オ 個人使用の場合にあつては、許可書の交付を省略して差し支えない。

## ② 公園施設における行為許可

ア 条例第3条第1項の規定に基づき、公園施設における行為についての申請（5の(1)の①のウに係る申請）に対して許可又は不許可の決定をすること。

イ 許可又は不許可の決定に当たっては、次の場合を除き許可を与えるものとする。

(a) 公益を害するおそれがあると認められるとき

(b) 都市公園の管理上支障があると認められるとき

また、物品の販売、宣伝、募金その他これに類する行為については、さらに次の場合のいずれかに該当するときを除き、これを許可するものとする。

(c) 申請に係る行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき

(d) 申請に係る行為が公園施設内又はその周辺の秩序を乱すことが明白にかつ現実に予想されるとき

(e) 申請に係る行為が公園施設の品位を著しく損なうおそれがあるとき

(f) その他公益を害するおそれがあり、又は公園施設の管理上支障があると認められるとき

ウ 許可又は不許可の決定に当たっては、公園の設置目的に照らしての妥当性と公園利用者の利便性向上又は公園管理に与える影響を比較考慮の上決定し、許可又は不許可理由が明確でない場合は県と協議すること。

また、新規の行為許可についてはあらかじめ山口県に報告することとし、場合によっては協議すること。

エ 許可に当たっては、公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができることとする。

## ③ 許可の取消し・効力停止・条件変更

ア 上記①又は②の許可は、次の場合に取消し又は効力の停止、許可に付した条件の変更ができるものとする。

(a) 条例に違反した場合。

(b) 許可に付した条件に違反した場合。

(c) 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合。

イ 上記アにより許可を取消し又は効力の停止をした場合は、速やかに県に報告すること。

## (3) 利用料金に関する業務

### ① 利用料金の設定

ア 公園施設の利用（条例第3条第1項又は条例第7条第1項による許可）に係る利用料金を、条例別表第1及び第2に掲げる利用料金基準額に基づき設定すること。

イ 利用料金の設定に当たっては、利用料金基準額の0.8倍から1.2倍の範囲内で設定し、山

口県知事の承認を得なければならないこととする。

② 利用料金の収受

ア 利用料金（上記①による利用料金及び条例別表 3 に規定する利用料金）は指定管理者の収入とする。

イ 有料公園施設の使用目的、使用者、使用日に応じて料金区分が異なるので、条例の規定に留意し、適切な利用料金を施設使用者から徴収すること。

③ 利用料金の減免

ア 公益上特に必要があると認めるときその他特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができるものとする。

イ 減免の基準は現行の基準を引き継ぐこととする。

【現行の減免基準】

内 容		減免率
(7)	<p>体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合又は、文化の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合。</p> <p>※「公共的団体」とは以下のいずれかに該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 県内に所在する公益法人（法人格を有しない構成団体を含む）</li> <li>(ii) 県内に所在するNPO法人（法人格を有しない構成団体を含む）</li> <li>(iii) 県内の複数市町村において、広域的に活動を行う非営利団体</li> </ul>	半額 減免
(4)	<p>児童・生徒若しくは学生（学校教育法に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合。</p>	半額 減免
(ウ)	<p>公益上特に必要がある場合、その他特別な理由があると認める場合。</p> <p>※「公益上特に必要がある」「特別な理由がある」とは体育の振興又は文化の振興を目的とし、営利若しくは宣伝を目的としない活動で次のいずれかに該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 市町村が主催（市町村が参画する実行委員会による場合も含む）、共催若しくは後援する催物</li> <li>(ii) 指定管理者が施設の利用促進を目的として行う催物</li> <li>(iii) 障害者手帳の所持でその提示があった場合</li> <li>(iv) 幼稚園又は保育所の幼児が教育上使用する場合</li> <li>(v) 県が主催（県が参画する実行委員会による場合も含む）、共催若しくは後援する催物</li> </ul>	半額 減免

(エ)	教育の目的をもって、教職員又は少年団体の指導者等の引率により、19歳未満の者又は19歳以上の者で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の生徒が陸上競技場宿泊室を使用する場合	免除
-----	--	----

※上記以外の現在減免を行っている案件も原則として引き継ぐこと。

※現行の減免基準実施に伴う利用料金の減収は指定管理料の算定に反映されることとなる。

ウ 新たに減免の基準を設ける場合には、事前に山口県と協議し、了承を得ること。

#### (4) 公園施設の維持管理に関する業務

維持管理に当たっては、利用者が公園施設を快適かつ安全に利用できる状態を常に維持すること。当業務の内容は次に掲げるとおりとするが、各施設の業務基準の詳細は資料3「公園施設別維持管理業務基準書」（以下「基準書」という。）及び特記事項に示すとおりとする。

##### ① 植物管理

公園内の樹木、芝生、草花等の維持管理

ア 常に良好な状態を維持し、植物の特性にあった管理を行うこと。

イ 景観の向上、環境保全、防災機能といった公園内の植物がもたらす効用に留意した管理を行うこと。

ウ 有料公園施設の芝生管理に当たっては、運動競技等が適正に実施できる維持管理水準を保つこと。

エ 上記ア、イ、ウの達成のために必要があると認められる場合は、基準書の記載の有無に関わらず必要な措置を講じること。

##### ② 施設管理

ア 建築物、電気設備、機械設備、工作物等の維持管理

###### (a) 点検、保守

公園施設の設備等の機能状態や劣化の程度を検査し、適切な保守により機能の維持を図るとともに、機能に異常又は劣化が生じた場合は、速やかに部品交換、修繕等必要な措置を講じること。

###### (b) 運転、監視

公園施設の設備等を正常に稼働させること。

###### (c) 清掃

公園利用者が快適に公園施設を利用するために、施設を清潔な状態に保つとともに、施設保全の観点からも適正な清掃を実施すること。

イ 適正な施設管理のために必要があると認められる場合は、基準書の記載の有無に関わらず必要な措置を講じること。

##### ③ 施設修繕

修繕については次の基準により実施するものとする。

(a) 修繕の定義は、公園施設、設備、機材、器具等の劣化又は損傷に対して、機能を初期状態

- もしくは実用上支障のない程度まで回復させることとする。
- (b) 安全又は管理運営上、直ちに修繕が必要な場合は、速やかに対応すること。
  - (c) 利用者の安全確保、施設の耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止）に努め、予防保全に係る修繕も実施すること。
  - (d) 修繕の実施に当たり、山口県と指定管理者の役割分担は次のとおりとする。
    - (ア) 指定管理者の管理の瑕疵により発生した修繕は指定管理者が実施する。
    - (イ) 1件当たり100万円（消費税及び地方消費税含む。）未満の修繕は指定管理者が実施するものとする。
    - (ウ) 1件当たり100万円（消費税及び地方消費税含む。）以上が見込まれる修繕の取扱は、次によるものとする。
      - i) 山口県と指定管理者の協議の上、原則として山口県が予算の範囲内で実施するものとする。
      - ii) i) の協議は、基本的に指定管理者が作成する修繕見積等により行うものとするが、修繕箇所の捉え方及び修繕方法に疑義又は不明もしくは改良する点等がある場合は、協議により修繕の範囲又は方法を決定することとする。
      - iii) 協議の結果、修繕箇所又は修繕方法の変更等により100万円未満となる修繕は、指定管理者が実施するものとする。
  - (エ) 上記(イ)、(ウ)に関わらず、台風等自然災害によって生じる大規模な修繕については、山口県が費用負担することとし、山口県と指定管理者で協議の上、修繕の実施者を決定する。協議の結果、指定管理者が修繕を実施する場合は山口県の指示に従うこと。
  - (e) 実施した修繕について、修繕箇所、修繕方法、修繕費用等を記録し、事業報告書等において山口県に報告すること。
  - (f) (b)以外の急を要さない修繕については、修繕箇所、想定される修繕方法、想定される修繕費、優先順位を記録し、山口県が求める時期に一括して報告すること。
  - (g) (e)により指定管理者から報告を受けた修繕については、山口県と指定管理者との協議の上、修繕計画を作成するものとする。修繕の実施に当たっては、(d)の役割分担による。
  - (h) 山口県は、山口県による施設点検の結果必要があると認めたとき又は公園利用者からの要望を受けて山口県が必要があると認めたときは、指定管理者に修繕の実施を要請又は指示することができるものとする。

※なお、公園施設の利用業務及び維持管理業務については、H18年度以降の公園施設の改修による施設閉鎖をあらかじめ認識した上で実施すること。（公園施設の改修計画は後述。）

#### (5) 備品管理業務

- ① 公園の管理運営に必要な備品（公園施設利用者に貸し出す器具・機材等を含む。）は、山口県が指定管理者に無償で貸し付けることとし、その内訳は資料4「維新百年記念公園備品一覧」に示すとおりにする。
- ② 善良な管理者の注意をもって備品を管理すること。なお、備品の使用又は管理により必要となる消耗品の購入又は保守点検等メンテナンスは、指定管理者が行うこと。

- ③ 備品には、指定管理者の業務用の公用車（2台）も含まれる。公用車の維持管理（燃料購入、自賠責及び任意保険料加入、定期点検、車検等）は全て指定管理者が行うこと。
- ④ 公園施設の利用者が使用する備品については、定期的に保守点検を行い、安全な使用に耐えうる状態を常に保つこと。
- ⑤ 山口県が定める備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項について遅滞なく県に報告すること。
- ⑥ 新規の備品購入は、原則として山口県が行うこととする。指定管理者は、山口県の提示する購入予算の範囲内で備品の管理状況又はスポーツ競技の競技ルールの変更等を踏まえた上で計画的に備品の購入要望を山口県に対して行うこと。
- ⑦ 山口県は、⑥の購入要望に応じて予算の範囲内で備品を購入するものとする。
- ⑧ ⑥にも関わらず、指定管理者が備品を購入した場合（購入前に山口県と協議し了承を得た場合に限る。）は、原則として所有権は指定管理者に帰属するものとする。

(6) 施設賠償責任保険の加入

- ① 公園利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険に加入すること。
- ② 保険加入に当たっては、維新百年公園内の全ての公園施設を対象とすること。
- ③ 補償内容の基準は次のとおりとし、同水準以上の保険に加入すること。

補償の内容	補償額	
対人賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	3億円
対物賠償	1事故につき	200万円

(7) 公共機関、各種団体、地域住民との連絡調整業務

- ① 公共機関、各種団体、地域住民と協調を図り利用促進に努めること。
- ② 公共機関、各種団体、地域住民からの依頼、要請に対しては誠意をもって対応すること。

(8) 公園施設の設置許可又は管理許可者との連絡調整業務

- ① 都市公園法第5条第1項の規定により山口県知事が許可した公園施設の管理者と連絡調整等を行うこと。
- ② 連絡調整等に当たっては相互に協調を図ること

※設置許可した公園施設としては、山口県児童センター（屋外大型遊具含む）、楽亭跡地（休憩所）等がある。

(9) 山口県（公園設置者）との連絡調整業務

- ① 年間事業報告書その他山口県が求める資料等の提出をすること。
- ② 法第5条第1項に基づく公園施設の設置許可、法第6条第1項に基づく占用許可の申請があった場合、山口県からの公園管理に係る意見照会に応じること。
- ③ 指定管理料を請求すること。
- ④ 次年度の指定管理料に関する協議をすること。

- ⑤ 維新百年記念公園における公園施設改修事業に係る調整をすること。
- ⑥ その他公園の管理運営に関する連絡調整

#### (10) 災害時・緊急時の対応

- ① 災害・事故等緊急時には、公園利用者の安全確保を図り、関係機関と連携をとりながら迅速かつ的確な対応をすること。あわせて速やかに山口県に状況報告を行うこと。
- ② 台風、豪雨等自然災害により公園施設に被害が生じた場合は、速やかに山口県に報告すること。
- ③ 維新百年記念公園は、大規模災害発生時の臨時ヘリポート及び広域避難場所として位置づけられている。そのため、これら施設として機能する場合には、適切な役割を担うこと。
- ④ 緊急時に備えて危機管理体制を整えておくこと。

#### (11) 自動販売機等の設置

公園内に自動販売機を設置する場合は、都市公園法第5条第1項に規定に基づき、山口県知事の許可を得ること。

#### (12) 管理運営業務のマニュアル化等

円滑な業務の引継ぎ、管理運営業務の平準化のため次の事項に留意すること。

- ① 指定期間中に、管理運営業務のマニュアル化を行うこと。
- ② 指定期間中に、現存する図面の整理、業務開始時点で滅失している図面の復元に努めること。
- ③ 指定期間を通じて生じた管理運営方法又は施設及び設備の変更事項を記録に残すこと。
- ④ 施設の利用状況、施設の維持管理に係る作業状況については、必ず記録に残し、整理された状態で保管すること。

### 6 業務実施に当たっての役割分担

公園施設の管理運営に当たり、山口県と指定管理者の役割分担は、資料5「山口県と指定管理者の役割分担表」によること。

### 7 管理運営体制

維新百年記念公園の管理運営に当たっての管理運営体制は次のとおりとする。

#### (1) 総括責任者

公園の管理運営業務全般の責任者として、常勤職員を1名配置すること。

#### (2) 業務責任者

利用関連業務（主として5の(4)及び(5)を除く業務に関連する業務）、維持管理関連業務（主として5の(4)及び(5)に関連する業務）の責任者として、常勤職員を次のとおり配置すること。

- ① 利用関連業務責任者 2名（正・副）
- ② 維持管理関連業務者 2名（正・副）

### (3) 業務担当職員

- ① 利用関連業務、維持管理関連業務を担当する職員を配置すること。
- ② 業務担当職員は、業務内容に応じて必要な知識及び技能又は資格を有する者を充てること。

### (4) 職員配置

公園の管理運営業務の執行に当たっては、適正な維持管理、円滑な利用受付等を行うため、公園施設の利用時間中、公園の管理事務所であるスポーツ文化センター及び陸上競技場（主競技場）に、業務内容及び業務量を勘案して適切な数の職員を適所適材に配置すること。

（有料公園施設の一部は午前6時30分から使用に供しているが、利用に支障がない措置を講じるのであれば、午前6時30分から職員を配置することまでは求めない。）

参考までに、H17年度に山口県が予算措置した予算上の人員配置は、常勤職員11名、非常勤職員12名（賃金対応となる直営作業職員を除く。）である。また、現在管理運営を行っている団体の現行の管理運営体制は資料6「現行管理運営体制」のとおりである。必ずしもこれら従前の体制に拘束されるものではないので、新たな提案を行うこと。

なお、現在管理運営を行っている団体の職員を確保する場合は、山口県はその相談に応じることとする。

## 8 協定の締結

### (1) 協定の締結

山口県と指定管理者は、指定管理者の指定を受ける際に、次の事項を基本内容とする協定を締結するものとする。

- ① 業務の範囲及び実施条件に関する事項
- ② 業務の実施に関する基本的事項
- ③ 指定期間に関する事項
- ④ 備品等の扱い
- ⑤ 事業計画書及び年間事業報告書等の提出と確認に関する事項
- ⑥ 業務実施状況の確認に関する事項
- ⑦ 指定管理料の支払に関する事項
- ⑧ 利用料金に関する事項
- ⑨ 減免の取扱に関する事項
- ⑩ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ⑪ 損害賠償及び不可抗力時の費用負担等に関する事項
- ⑫ 指定期間が満了した場合の業務の引継ぎ等に関する事項
- ⑬ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑭ その他知事が必要と認める事項

### (2) 年度別協定の締結

指定管理者の指定を受けた後、指定期間内における毎事業年度当初に、次の事項を基本内容とする年度別協定を締結するものとする。

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度の指定管理料に関する事項
- ③ 事業報告に関する事項
- ④ その他知事が必要と認める事項

## 9 事業計画書等の提出

指定管理者は、毎事業年度、次に掲げる書類を作成し、山口県に提出するものとする。なお、具体的な内容については、協定において定めることとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

## 10 事業の評価

### (1) 年間事業報告書等

指定管理者は、次の事項を記載した年間事業報告書等を作成し、山口県に提出することとする。  
なお、具体的な様式等については、協定において定めることとする。

- ① 月次業務報告書
  - ア 利用実績
- ② 4半期次業務報告書
  - ア 利用実績
  - イ 管理に係る業務の実施状況
  - ウ 自主事業の実施状況
  - エ 修繕を要する箇所の報告
  - オ 利用状況の分析
- ③ 年間事業報告書
  - ア 利用実績
  - イ 管理に係る業務の実施状況
  - ウ 自主事業の実施状況
  - エ 修繕を要する箇所の報告
  - オ 利用状況の分析
  - カ 収支決算書
  - キ 自己評価

### (2) 評価

山口県は、(1)の年間事業報告書等に基づき、当該年度の管理状況に関する評価を行う。

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、山口県は是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあるものとする。

## 1.1 指定管理者の利益に関する取扱

### (1) 経営努力により生じた利益

事業報告書において、収支決算に係る損益計算の結果、利益が生じた場合、指定管理者の経営努力により生じた利益は、指定管理者の利益とする。ただし、当該利益の認定に当たっては、指定管理者自らがその根拠を示すものとする。

### (2) 経営努力により生じた利益としない利益

指定管理者が本来行う業務を行わなかったために管理運営経費が減少し、その結果生じたと認められる利益は、指定管理料の減額により還元するものとする。

### (3) 過大な利益

① 指定管理者の経営努力により生じた利益と認定された場合であっても、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担に照らして過大であると認められる場合は、過大な利益について、還元するものとする。還元の方法については、山口県と協議の上、決定するものとする。

② 過大な利益の額は、次の算式によって得られる額を目安とする。

(算式)

$$\text{過大な利益の額（0円未満の場合は0円）} = A - B \times 0.2$$

(係数の定義)

A：指定管理者の経営努力により生じた利益の総額

B：利用料金の収入総額（光熱費等、実費相当額を徴収する利用料金の収入額を除く。利用料金の単価が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定して算出した収入額による。）

## 1.2 その他留意事項

### (1) 再委託の禁止

業務を一括して第三者に委託することは禁止する。一部の業務を第三者に委託する場合は、山口県の下承を得ること。

### (2) 法令の遵守

公園施設の管理運営業務の実施に当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ① 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- ② 地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則
- ③ 山口県立都市公園条例、山口県立都市公園条例施行規則
- ④ 山口県個人情報保護条例、山口県情報公開条例
- ⑤ 労働基準法等、職員の労働条件に関する法規
- ⑥ 労働安全衛生法、電気事業法、浄化槽法等、施設の維持又は設備の保守に関わる法規
- ⑦ その他公園施設の管理運営に関連する法規

(3) 報告・調査・指示への対応

山口県は、公園施設の管理の適正を期するため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実施に調査し、又は必要な指示をする。

(4) 指定の取消し

指定管理者が山口県の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがある。

(5) 個人情報の取扱

次の点に留意すること。なお、具体的な事項については、協定において定めることとする。

- ① 公園施設の管理業務のため必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により個人情報を扱うこと。
- ② 業務以外の目的のための利用、第三者への提供は禁止する。
- ③ 個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理に必要な措置を講じること。
- ④ 業務に従事する職員に対して個人情報の保護に関し必要な事項を周知徹底させること。

(6) 情報公開

次の点に留意すること。なお、具体的な事項については、協定において定めることとする。

- ① 公園施設の管理運営業務に係る情報の公開に関する規程を定めること。
- ② ①により定めた規程により、情報の公開に努めること。

(7) 公園施設の改修

平成18年度以降、有料公園施設の改修を下表のとおり予定しており、施設改修中は、当該施設は閉鎖され、管理運営の対象から外れることとなる。施設改修に伴う影響を、収支予算書に反映させること。

なお、新補助競技場（第3種陸上競技場を予定）については、当施設の利用料金収入で維持管理（照明設備の電気料金基本料金増額分を除く。）を行うことを予定しており、当施設単体で収支不足が生じても山口県が指定管理料を増額することはないので、収支予算書の作成に当たってはその点に留意すること。

【公園施設改修予定】

公園施設名	H18	H19	H20	H21
陸上競技場（主競技場）			改修事業のため閉鎖	
陸上競技場（補助競技場）			改修事業のため閉鎖	
第二球技場	改修事業のため閉鎖（H19年度から新補助競技場）			
新補助競技場			新規供用開始（H19年度から）	

※新補助競技場の施設概要については、資料7「新補助競技場概要」を参照すること。

※有料公園施設以外の公園施設についても、改修計画がある。

※指定管理料上限額の積算に当たっては、あらかじめ施設改修に伴う影響が反映されている。

(8) 協定及び業務仕様書に定めのない事項の取扱

協定、業務仕様書に定めのない事項が発生したときは、山口県と指定管理者は誠意をもって協議することとする。

(9) その他

現行の管理実績を、資料8「維新百年記念公園利用実績」及び資料9「維新百年記念公園管理実績」に示すので事業計画書等の作成に当たり参考にすること。